

設計及び工事の計画の変更認可申請および認可申請（第2回）の主な内容

<主な申請内容>

建設工事工程を踏まえて優先的に搬入・施工が必要な大型機器など

○被覆施設

- ・スタック編成設備[※]、スタック乾燥設備[※]、挿入溶接設備、燃料棒検査設備

○組立施設

- ・集合体組立設備、集合体検査設備、梱包・出荷設備

○貯蔵施設

- ・ウラン貯蔵設備、粉末一時保管設備[※]、集合体貯蔵設備 など

○廃棄施設

- ・気体廃棄物の廃棄設備、液体廃棄物の廃棄設備

○その他

- ・火災防護設備の一部 など

※ 変更認可申請の対象設備

(注)

変更認可申請：新規基準施行以前に認可を受けた設工認の変更を申請するもの

認可申請：新規に申請するもの

以上